

小中学校におけるプログラミング必修化に対する支援を求める意見書

近年におけるIT技術の発展は著しく、第4次産業革命とも呼ばれる大きな時代の転換期を迎えており、新たなニーズに対応し得る人材の確保は世界的にも共通の課題となっている。

そのような中、国は、2020年度から実施する小学校の次期学習指導要領においてプログラミング教育の実施を明記し、さまざまな情報を主体的に活用して、問題を解決したり、新たな価値を創造したりできる人材の育成を図ろうとしている。

しかしながら、幼少期よりIT機器に接することが多い最近の児童・生徒を指導する教職員には、おのずと高い技能が求められ、負担の増加になりかねない。また、自治体間の財政状況によるIT機器等の整備状況や、プログラミング授業を先行実施している自治体との指導内容の整合性など、地域間の格差を指摘する声もある。

よって、国におかれては、小中学校におけるプログラミング必修化を実施するに当たり、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 円滑な指導が実現できるよう、早期にプログラミングの指導概要を明らかにすること。
- 2 自治体間の格差が生じないように、必要な財政措置を行うこと。
- 3 民間の人材の積極的な活用や、適正な人員配置が困難な場合などにおける広域での対応を可能とするなど、弾力的な人材配置を認めること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月19日

石川県金沢市議会議長 黒 沢 和 規

北朝鮮によるたび重なるミサイル発射及び核実験に対する制裁強化並びに我が国漁船の安全操業の確保に万全を期すことを求める意見書

北朝鮮は、去る8月29日及び9月15日、日本上空を通過する弾道ミサイルを発射したばかりか、9月3日には過去最大の爆発規模と見られる核実験を行った。国連安全保障理事会の決議や日朝平壤宣言、六者会合共同声明に明らかに違反する暴挙であり、平和と安全を願う我が国及び国際社会を明らかに侮辱したものと云わざるを得ない。北朝鮮が核実験を行うのは通算6回目であり、弾道ミサイルはことしに入ってからだけでも既に10発以上発射している。この異常な状況が常態化している現状は、断じて容認できるものではない。

加えて、昨年秋以降、多いときには数百隻規模の北朝鮮籍と見られる密漁船が、我が国固有の好漁場である能登半島沖の大和堆において無秩序で違法な操業を繰り返し、豊富な水産資源を根こそぎ捕獲する漁法によって、水産資源の枯渇が強く懸念される状況となっている。さらに、石川県漁船の正当な操業に対する妨害行為に加え、北朝鮮籍と見られる密漁船が水産庁の取締船に対して小銃を向けるという事件も発生し、漁船の航行、操業に重大な支障を来すだけでなく、我が国の排他的経済水域内で漁業者が命の危険を感じるまでの異常事態となっている。

よって、国におかれては、早急に北朝鮮がミサイル発射及び核実験をできなくなる実効性のある国際的な環境を整えるとともに、我が国の領域及び排他的経済水域を守る体制を整備し、国民の生命、財産及び権利を守るため、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 新たな制裁措置と対話を通じた解決などを盛り込んだ国連安保理決議を踏まえ、国際社会と連携した実効性のある強力な制裁を早急に実施するとともに、我が国独自の制裁措置を徹底することや対話による解決などあらゆる限りの手だてをとり、危機を打開すること。
- 2 大和堆へ巡視船、取締船の重点的な配備を迅速に行うとともに、漁船の安全操業の確保に万全を期すこと。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月19日

石川県金沢市議会議長 黒 沢 和 規

道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続などを求める意見書

道路は、人、物、情報の活発な交流や生活、産業、文化等の広域的連携を支え、活力とにぎわいある地域づくりに欠かすことのできない社会資本である。

地方創生の深化が求められている中、本市が都市としてのさらなる高みを目指すためには、真に必要な道路整備を着実に進めることにより、観光、経済、文化等の交流促進に伴う地域のさらなる活性化はもとより、近年頻発する自然災害に備え、命と暮らしを守る道路ネットワークを構築することが重要であり、これまで以上に道路整備を長期的かつ安定的に行う必要がある。

しかしながら、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）の規定による補助率等のかさ上げ措置は平成29年度末までの時限措置となっており、道路整備に全力を挙げて取り組んでいる中での地方の負担増加は、自治体経営に多大なる影響を及ぼすとともに、道路整備の遅延を招き、また、地方創生に対する活力を低下させかねない。

よって、国におかれては、平成30年度以降も道路財特法による補助率等のかさ上げ措置を継続するとともに、地方創生に資する道路整備については、補助率等の拡充を講じるなど、必要な道路関係予算を確保するよう強く求める。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 19 日

石川県金沢市議会議長 黒 沢 和 規

教職員定数の増員を求める意見書

学校教育の現場では、子どものニーズが複雑化、多様化している上、次期学習指導要領では小学校英語が正式な教科となるほか、プログラミング教育の必修化やアクティブ・ラーニングの考え方を踏まえた指導法を全教科に導入するなど、社会の状況に伴って教職員の負担は増加傾向にあり、教職員が心身ともに健康でありながら、多様化する教育現場の要請にきめ細かく対応するためには、教職員定数の増員が求められている。

そのような中、文部科学省の2018年度概算要求では、公立小中学校の教職員定数について、3,800人の増員を求めているほか、部活動指導員や学校事務を補佐する外部人材配置への支援なども盛り込まれており、教職員の働き方改革がようやく本格化してきたと言えるが、子どもへのきめ細かな対応のためには教職員定数の確実な増員が必要不可欠である。

よって、国におかれては、教職員定数の増員を確実かつ早急に実施するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月19日

石川県金沢市議会議長 黒 沢 和 規